



※1 「相談・通報すべき事例」(令和5年2月7日付、4文科初第2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」文科科学省)

<p>暴行 ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったりけったりする。無理やりズボンや下着を脱がす。</p> <p>傷害 感情を抑え切れずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切り付けてけがをさせる。</p> <p>強制わいせつ 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。</p> <p>恐喝 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。オンラインゲームのアイテムを購入させる。</p> <p>窃盗 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。財布から現金を盗む。</p> <p>器物損壊等 自転車や物を壊す。制服をカッターで切り裂く。</p> <p>強要脅迫 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛を感じる行為をさせる。本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。</p>	<p>自殺関与 同級生に対して「死ぬ」と言って嘔吐し、その同級生が自殺を決意して自殺した。(自殺を企図した場合を含む)</p> <p>名誉棄損、侮辱 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名を挙げて、身体的な特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工など悪口を書く。</p> <p>児童ポルノ提供等 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。同級生の裸の写真・動画を友達一人に送信して提供する。同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存する。</p> <p>私事性的画像記録提供(リベンジポルノ) 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。</p>
---	---

※2 「解消の基準」
 ・いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること
 ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと